

# 経済建設常任委員会会議録

平成23年 8月25日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:17

## 案 件

1. 請願第 1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願
2. オートレースの運営について
3. 産業振興について
4. 建設行政について

## 報 告

1. 選手の逮捕について (事業管理課)
2. 飯塚市都市計画区域の拡大及び用途地域等の指定について (都市計画課)
3. 飯塚市都市計画特別用途地区の指定について (都市計画課)
4. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
5. 市道上における車両損傷事故について (庄内支所 経済建設課)
6. 穎田支所敷地内における車両損傷事故について (庄内支所 経済建設課)
7. 工事請負契約について (上下水道部 総務課)
8. 工事請負契約について (契 約 課)

## 委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5メートル以上)の通行禁止を求める請願」を議題といたします。

前回の委員会で答弁が保留となっていた内容及び資料提出について、執行部の説明を求めます。

### 土木管理課長

前回の時に言われました路側帯の幅員ということで、道祖委員からお聞きになっておりましたので、現地調査をしました結果、請願箇所の道路におきまして、団地側の路側帯の幅は70センチメートルから78センチメートルの平均73センチメートルの路側です。住宅側は74センチメートルから85センチメートル、平均的に77センチメートル、現地で路側幅がありました。以上が一応路側帯の現地での幅員でございます。

それと松延委員のほうから通学路の認定ということと言われてました件につきまして、請願箇所の道路につきまして通学路の指定はされておりました。

それともう一点、小幡委員のほうから通行止め、通行制限についてということございました。その件につきましてご報告させていただきます。通行止め、通行の時間制限の可否については、法における大型車両につきましては車両制限令第6条の第1項に該当すると判断し、大型車両については通行可能の道路と判断できますので、大型車両の通行制限につきましては現在のところ市としては考えておりません。しかし、道路の保全及び危険防止等につきましては公安委員会との協議を行い、通行の安全対策や走行について検討したいと思っております。

それから可能な場合における具体的な方策としまして答弁させていただきます。警察署や道

路管理者よりの申請に基づいて県公安委員会と協議し、通行制限するかしないかを判断していくとのごとでございます。道路管理者としましては、申請するからには関係者の同意がないと申請できないと思っております。同意対象者としてしましては、請願内にあります施設を含み周辺住民の方の同意が必要と思っております。ただ周辺住民の同意が取れると思えますけど、請願内にあります施設業者からの同意は取れないのではないかなと思っております。もし通行制限が行われた場合につきまして、通行制限については公安委員会と打ち合わせて道路法に基づいて、警察のほうは制限をかけるということでございます。仮に大型車両の通行制限が行われた場合において、法による規制となることから該当する車両は通行することができなくなることは当然ですが、請願内にある施設やこの道路を利用することによる営業を継続している現状から、公安委員会に対して通行許可を申請することにより通行が可能となると思われま。なお、通行許可の件につきまして公安委員会に確認したところ、申請が出されれば許可することとでございます。また、周辺住民の方が規制対象車両で通行しようとした場合にはその都度通行許可を取らなければならないこととなり、不便を感じられるのではないかと思っております。

以上、道路に関しての、先日の7月11日に質疑等がありました分の未回答の件でございます。

商工観光課長

続けまして、商工観光課のほうより資料要求等がございました内容につきまして、説明をさせていただきます。

まず小幡委員より資料等の要求がございました嘉飯山砂利建設組合の定款、営業許可につきましては、現在施設設置申請前の県の紛争予防条例に基づき、環境調査書が提出されておりますが、認可申請の行為がまだなされておらず、市に現在資料がございませんので提出ができませんのでご了承いただきたいと思えます。

続けまして、瀬戸委員より資料要求がございました採石場跡地利用計画図及び現在の進捗状況につきましては、採石場跡地計画につきましてはお手元の資料でございます。現在の進捗状況につきましては、これまでの経緯として資料提出をさせていただいております。

簡単に資料の説明をさせていただきます。まず明星寺地内における採石採取等の経緯につきましては、お手元の資料の1枚目、A4にまとめております。当該地域におきましては、実績といたしまして、まず正式な県の許可につきましては、資料の上から2段目でございますが、平成18年10月3日に県より採石採取計画認可書の交付がなされております。それ以前に森林法に基づく県からの通告が平成15年7月4日、一番上でございますが、県より事業者のほうに通告がっております。この認可につきましては、平成20年10月2日事業完了期限終了というふうに記載しておりますが、一応2年間の事業認可期間でございました。その後、平成20年11月から12月24日という記載の中に記載しておりますように、期間を過ぎた行為等がなされ、平成22年8月3日、3自治会より調査申出書が市のほうに提出されております。この調査申出書によりまして、市のほうが今回の状況を正式に把握できた次第でございます。その後、市議会における決議、意見書の提出、市からの県への要望書等の提出がなされ、平成23年5月31日、県より改めて採石採取計画の認可がなされております。この認可は平成23年5月31日から平成25年5月30日の2年間となっております。この認可申請に伴う添付資料といたしまして、跡地利用緑地計画図が添付されておりますので、資料の2枚目に提出をさせていただいております。このエリアは全体面積で71,427.78平方メートル、採取面積20,753平方メートルとなっております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

おはようございます。まず土木管理課の課長さんから報告があったことでお尋ねをいたしま

す。警察のほうに通行承諾をもし業者さんのほうが出した場合は、許可を下ろすということになると思いますということでございましたが、その場合に一応大型車両が禁止になった後の話だろうと思うんですが、通行させてくださいという承諾で通行許可をもらおうと。そのときに大型車両進入禁止の札が立った後のことでしょうか、そのときに速度制限とか、いろんな面でそういうことが付加された通行承諾になると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

土木管理課長

いま議員が言われたような形になると思いますけど、まだその細かいところの打ち合わせまでは、公安委員会として打ち合わせをしておりませんので、はっきりしたことはわかりませんが、一応もし、こういうふうになったときにはどういったふうになるのでしょうかという警察と打ち合わせた結果で一応許可は出せるだろうという形ですが、まだお話ししてませんので、いま言われましたように速度制限とか、その点につきましてはまだ細かい打ち合わせは終わっておりません。

瀬戸委員

なるかならないか、道路管理者がそういうふうな申請をされて、公安委員会のほうができるかできないかという判断でしょうけども、もしなかった場合はどうなるのかと。通行承諾を出す場合にそういう制限が入ってくるのかということ、また聞いていただきたいなと思います。要望しておきます。

このまま行かせてもらいます。今の商工のほうの課長さんからご説明いただきました跡地計画図面も然りなんですけど、最初の経緯についてのところで森林法違反開発の中止についての通告とございますが、これは確か2回受けてあるはずなんですけれども、その2回目の期日はこれ以前なのか、後なのか、わかりますか。

農業土木課長

森林法に関します通告でございますけれども、平成15年7月4日に中止の通告という形で、それから、その後は20年11月10日に開発違反という形になっております。

瀬戸委員

これ言葉が違うと。森林法違反と林地開発許可違反というのは、違う法律なんですか。

農業土木課長

平成15年7月の分につきましては、林地開発行為の中止通告という形で、これは無許可で林地を開発していたものでございまして、福岡県と協議をするよという通告でございます。これも同じく森林法でございます。それから20年11月の分でございますけれども、これについては福岡県から林地開発違反ということで、開発業者のほうで区域外の開発を行ったということでございます。

瀬戸委員

つまり、森林法違反に平成20年11月10日も同じでしょう。いわゆる無許可で森林を開発したと。森林法の届出をしないで開発したということで、同じものですね。確か以前見た書類にはそういうふうを書いてあったと思うんですが、森林法違反ということで、わかりました。

それと跡地計画の図面が出てますけど、以前から何度かずっと跡地計画図というのがずっと出てきてました。これは今回新たに、許可を新たに取られたと、許可が通ったということで、今回のその後の許可後のこれは跡地計画図でしょうか。

商工観光課長

資料の跡地緑化計画でございますが、今回の許認可を申請する上での添付資料でございますので、事業者のほうが開発事業後にこういう形で跡地をしたいという申し出というふうに理解しております。

瀬戸委員

以前計画をずっとされてきて、なされてなかった跡地計画についてはこの時点で失効しているとか、やらなくてよくなったということなんでしょか、その辺はどうなんでしょうか。

商工観光課長

いま委員ご指摘の平成20年10月に期限が切れた後の跡地整備でございますが、その部分につきましてはエリアが当初の許可区域を超えておりましたので、跡地計画というより、県の行政指導の中で整備が行われていたところでございます。今回、跡地整備計画につきましては、その部分を含めまして期間終了後に県のほうの指導でその内容につきましては可能な限りその期間で遂行はされております。ただ今回の部分で一番特に調整池、調整池がこのエリア内で仮の調整池ということで調整池が設置されております。この部分を今回の認可の中で調整池もきちっとエリアの中で位置づけをするということで計画されておりますので、前回の継続を踏まえたところで今回の跡地計画が遂行されれば、一応前回の続きの跡地の整備が完了するのではないかというふうに考えております。

瀬戸委員

都市計画の図面は2、3枚ありましたよね、その前に、1枚だけじゃなくて。それで結局なされないまま今回許可が出たと。そのことについてどう思われます。跡地計画が一切なされてなかった。

商工観光課長

先ほど申しましたように、100%当然調整池等は完了しておりませんが、県のほうと協議内容を把握したところによりますと、いま提出させていただいております資料をちょっと見ていただきたいんですが、左の部分の茶色の上に緑地の部分、ここにつきましては盛土、そして土盛りのバリケード等を実際にされて、県のほうの感覚としましてはだいたいこの辺の処理につきましては40%ぐらいは指導の中で完了しているという認識をお持ちでございます。ただエリアの中で先ほど言いました調整池とかエリアの内につきましては、特に大きな調整池をきちっと位置付けしないと指導の内容は完了しないという認識を県はお持ちでございます。

瀬戸委員

以前ね、二度ほど跡地整備計画の変更図があったと思われるんですけど、いわゆるその中で跡地整備計画をやられた上で1回終わりましたよという前に、今回新しい申請をされて許可が下りたわけですね。その辺についての県の見解というのは、跡地整備計画は終わらなくていい、新しく申請したから新しいものを受け付けて今回このようなまたその新しいものに対しての跡地整備計画を出させたと。この件については市としてどういうふうに考えてあるか。その辺聞かせて下さい。

商工観光課長

すみません。先ほど説明不足でございましたが、跡地計画につきましては先ほど、今回につきましても事業認可2年でございますが、基本的には事業終了後に採石場の跡をどういう形にするかという計画でございます。それで前回の部分が平成20年10月に終了しまして、通常県の指導等によりますと3年から5年ぐらいきちとした緑化なり、跡地整備計画は必要だということの認識を、県のほうは持っております。その中で20年からそういう跡地整備に事業者の方も取りかかれたとは思いますが、その中で先ほど言いましたように、区域外の部分が出てまいりました。あわせてこれにつきましては跡地整備計画というより、先ほど申しましたように県の指導の中であわせて行われておりましたので、通常今回の許認可がなくても、当然前回の許認可の跡地整備計画及び県の指導による跡地整備が行われなければならない期間でございます。それにあわせて、今回新たな許認可の中で県の指導の中のエリアも採石法の網にかけるといいますか、認可の区域に入れて、きちとした跡地整備計画を作って指導をしたいという県の意向でございます。

瀬戸委員

県許可ですから、市のほうがとやかく言われぬのかもしれませんが、やはりこれからずっと見て、経緯書を見てもらったら皆さんわかるんですね。すべて違反が先にありきなんですよ。違反しちゃあ後で、何といたしますか、後から許可をもらう。違反しちゃあ後から許可をもらう。何もその正当に許可をもらった後にやるということじゃないんですね。先日視察に行ったときも皆さん見られたと思うんですが、枯草をたくさん積んで持ち込みしてましたね、一般廃棄物ですよ。あれも許可は何も取っていない。それなのにどんどんどん運びこんで捨てているという状況。そして今回の産業廃棄物の事業説明会のときに、そういう質問が出たら、いやあれは仮置きしてましたと、今はありませんと。でも捨てた方たちはお金を払って捨てたと。もう一般廃棄物法の違反なんですよ。そういうことを常にやりながらの県が後出しで認可してしまうと。これについて、市のほうはもう少し強い姿勢で県のほうに臨まなくてはいけないと思っていますけど、でも県の許可ですからしょうがありませんと。そういうふうな対応ですと今までできていますよ。その件についてどう思われますか、これは環境整備課のほうにも問題があるんじゃないかなと思いますけど。おかしいと思うんですよ。特に、岩石採取に関しては商工のほうの担当でしょうけど。何かね、横縦の連絡をきちっと取って、もう少し県に対して。だから皆さん、こういう業者だから心配しているわけですよ。約束したって守らない。既成事実をつくって、つくればいいじゃないかと、関係あるかと、そういうようなやり口ですと来ているじゃないですか、見てのとおり、見たらわかるでしょう。皆さんもお分かりになると思うんですよ。そういう業者さんがあそこの地で、明星寺の地で事業をされると。誰も地元住民の方は安心されてないわけですよ。この間、視察に行ったときには確かにトラックはゆっくり走っていました。もうその次の日から60キロくらい出してどどん走っているわけですね、あの狭い道を。そうであれば市のほうとしても責任があるわけですから、毎日あそこに立って管理するなり、もし事業をなされるんだったら。どちらになるか、商工になるか環境のほうかわかりませんが、違反していることは注意するような、そして県にきちんと報告するなりしないといけないんじゃないですか。誰1人来られない、住民説明会にも、市の方は。ただ環境整備課と担当課が来るだけで、職員さんの誰も来られてない。何の興味もないわけですよ、市民の方がこれだけ困ってあるのに。そういう姿勢でいいんですか。今度テレビでも取り上げてやるみたいですけどね、RKBが。どうですか、副市長、市長。どんなふうですか。こういうことでいいんですかね。違反して、違反して、そして後付け、後付けを県のほうがしてくる。市は自分の許可権者じゃないからしょうがないと。ちょっと違うような気がするんですけど、どうですか。

経済部長

ただいま委員ご指摘の事項につきましては、本日資料として提出をしております経緯を見ればですね、そういったご指摘のことが伺えるかというふうに思いますが、今回の採石法上の許認可に関しまして、本市に県のほうから求められた意見書には地域、市民の皆さんのご不安な状況、それから飯塚市議会での決議等も踏まえた中で許認可いただくよう、市としても意見を申し述べたところでございます。そうした結果、新たな許認可が県のほうから下ろされておりますが、許認可を与えるに当たって県のほうでもですね、法令を遵守していただくよう、強く市としても要請をいたしたところでございます。でありますので、今後のこの採石場の運営、動向につきましては、市民環境部のほうとも連携をとりながら、市民の皆さんからの情報等もしっかりと受けとめて、県のほうに対処をするよう、市としては積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。

瀬戸委員

いつも立派な答弁をもらうんですけど、現実になされてない。いわゆる一般廃棄物をどんどん持ち込んだり、穴を掘って砂を採った穴にはどどんいなるものが入っているわけです、現実に。認めているでしょう、県のほうも、がれきを入れていたりとかですね。それを市はわ

からない。地元が言ってきて初めてわかりましたみたいな話ですよ。これだけの違反を重ねている業者ですから、しょっちゅうね、監視するなり、監視カメラをつけるなり。県のほうも毎日来るわけじゃないでしょう。土日は皆さん休みですよ。土曜、日曜見てみらんですか、現地に行って。どんだけトラックが走っているか。皆さんの休みのときにやってるんですよ、来ないときに。もし例えば、上から持って来て放射性物質でも置けますよ、こういう所だったらどンドン。どうなるんですか。プラスチックも捨てたという業者さんがいるんですよ。これだけ歴然としているのに、そこまで監視をしようとしな。ただ書類だけで済ませようと。もう少しこう、きちっとね、監視をしてもらわないと、もう事業認可が下りたわけですから。だからこれ以上の違反が続かないように、また変なものが入らないように、また通学路でありますので事故等が起きないように、最善の注意を払って市は監視をしてもらわないと。その辺はどう考えてありますか。

商工観光課長

今回の許認可、前からでもございますが、いま委員ご指摘のとおり、地元の住民の方も採石事業そのものにつきましては、必要な事業ということでご理解をいただいております。ただ、先ほど委員がご指摘のとおり、法令遵守の中でこれまでいくつかの違法行為があったということで、私どもも県、市におきましては環境部門とも連携した中でですね、当然先ほど土日もということをおっしゃられましたが、私どもも可能な限り現地を視察なり行きまして、必要とあれば県のほうと連携を取りながらですね、見守っている状況でございますので、今後とも事業が円滑に法令遵守の中で行われるように努めてまいりたいと考えております。

瀬戸委員

ぜひそういうふうにやっていただきたい。できたらですね、監視計画、スケジュールが何かつくられて、何時頃行くとかですね、きちんとした計画の中で、できたら毎日行ってほしいんですけどね、そういうこともなかなか難しいでしょうから、きちんとした計画の中でいま言われたように、市のほうが監視してそして悪ければ県のほうに通告してもらおうと。そういうことをやってもらわないと、本当に地元の方は納得されない。市にもですね、不信感を持っておられます。ただ、あくまでも県の許可ですので、市がこれ以上できないということはわかってあるにしても、やっぱり心情的には市は何とかしてくれないかという気持ちを持ってあるわけですね。その辺をしっかりと受けとめてやっていただきたいと、これも強く要望して終わります。以上です。

道祖委員

確認いたしますが、先ほど土木管理課長の説明の中で、確かここは通学路に認定されてないと言われましたよね。これは通学路に認定されたんですか。されてない、まだ。されてない。ここは小中学生等はですね、いらっしやらない、この住宅には。道路脇の住宅ですね。私、現場を見させていただきましたが、住宅が何軒かありますけど、小学生、中学生等はいない。

土木管理課長

申しわけありませんが、そこまで私のほうでちょっと把握しておりませんが、教育委員会のほうにお聞きしまして、今回請願で出ております前面道路について通学路になっておるかどうかと確かめましたら、この前の道路については通学路の指定にはなっていないという報告を受けてましたので、今回このような報告をさせていただきました。

道祖委員

この請願では通学路というふうになってるんですね。教育委員会に再度確認していただきたいんですけど、私が記憶してる限りですね、児童、生徒が学校に通う道は通学路というふうになっているはずなんですよ。だって、そうしないと通学できないんですもん。子どもがおってどうやって行くんですか。もし子どもがいるならですよ、通学できないじゃないですか。現に通学するから通学路というんですよ、これ。そのはずですよ。私はPTAのとき、PTAの

役員もちょっとやっておりますけど、そういうふうに確か聞いた経緯があるので、私がおかしいのか、教育委員会がおかしいのか。だって、おかしいでしょう。子どもがいて学校に通う道路が通学路であって、通学上で事故があったら、それは問題になるわけですよ。だから通学路の安全確保というのをやらなくちゃいけないんですよ。私はそういうふうに理解してますけど。子どもがいないからもう卒業してもう年寄りばかりだから通学路とは言いませんよと言うなら、それは構わないですよ。だからその点を再度確認してもらわないと、この請願がうそじゃないですか。どなたか、ちょっと問い合わせしてくださいよ。

土木管理課長

いま言われました件につきましては教育委員会のほうに行きまして、きちんとした形で調べさせていただきたいと思っております。

道祖委員

ちょっとどなたか、確認を教育委員会にしてください。それと教育委員会とともにですね、ここに子どもがいるとするならば、通ってる学校がちゃんとあるはずですね。学校のほうにも確認してください。学校長に確認してください。

違うことをちょっと質問しますけれど、この請願について、執行部側のご答弁をお聞きしたら、これは無理だと。ここに書かれているものについては法律上違反はないというような答弁だったと思うんですよ。だから、これを採択しても何ら意味合いがないというか、というようなふうに取りれたんですけど。お尋ねしますけど、路側帯のことですよ。道路法で歩道というのがありますよね。歩道の幅は確か人ひとり歩くのには、75センチメートルじゃなかったですかね。車いすが1台通れるのが、幅が1メートルというふうになってますよね。すると、この路側帯が平均73センチメートル、77センチメートルということですけど、この路側帯を、路肩というか壁側から住宅側にこの73センチメートルのうちの何十センチメートルかこちらに移すことは可能なかどうか。

土木管理課長

いま言われましたように、それは可能でございます。左右路側帯の一元化という形になると思いますが、現状道路は両端にふた付きの側溝が設置されております。団地側の平均が73センチメートル、住宅側が77センチメートルであります。外側線により路側の区分をしていますが、これを道路片方に集約した場合、側溝部については構造上車道にすることは不相当と判断されますので、現状の道路幅員をそのまま維持するならば、側溝部を除いて50センチメートル引きますので、1メートル程度、住宅側は77センチの路側帯となっておりますけど、1メートルの路側帯になるんじゃないかなと思っております。

道祖委員

ふた付きの側溝を埋設するというので、ふたをかけないでもう少し移すというようなことはできますか、技術的に。ふた付きの側溝でしょう。それを暗渠にした場合は、その上を車を通すことができますか。

土木管理課長

両側溝ありますけど、それを暗渠にするという形になれば道路形態から一式全部変えてこない、道路に水がたまるような状況になるんじゃないかなと思っております。

道祖委員

形態を変えても変えられるんですか、ということなんです。変えることによって車両は通すことができますか。トラックが通るということはできますか。

土木管理課長

暗渠にしました場合は、その上を縦断的にずっと通っていくということはちょっときついんじゃないかなと思っております。不可能になると思います。

道祖委員

無理ということね。

それとですね、もうひとつ。路側帯を広げます、住宅側、可能な限り広げる。道路構造上、歩道という一段上げたものを歩道としてつくって、そして横に、例えば1メートルぐらいになると思うんですね、全部の今あるやつと、路側帯1メートルになる。歩道が75センチメートルになると。そうすると25センチメートル残りますよね。その25cmの幅の路側帯というものが可能なかどうか。道路構造上ですね、歩道というものを確実につくることのできるかどうか。分かります、道路に路側帯を引いているわけですよね。歩道をつけることができますか、住宅側に、構造上。

土木管理課長

歩道をつくるということは無理だと思います。現状の幅員的に歩道をつくる道路ではありませんので。歩道をつくれれば車道幅員がなくなるような状況、短くなると思いますので。

道祖委員

だから言ってるように、歩道を片側つくって、路側帯の幅は平均で77センチメートルあるわけですよね、今。そして反対側を削るわけですよ。だから歩道をつくって路側帯が20センチメートルから30センチメートルぐらいになると思うんですけど、路側帯と路側帯の間は5メートル取れるんじゃないんですか。わかります。

土木管理課長

路側帯の幅は最低50センチメートル、山側も取らなくてははいけませんので。現状、路側帯入りまして4メートル50センチメートル、ちょうどその請願の区域につきましてはですね。

道祖委員

じゃあ歩道はだめだと。どうしてもつけれないと。じゃあガードレールは付けられますか、路側帯の中に、住宅側に。路側帯を今よりも住宅側広く取れるだけ取って、その内の中にガードレールはつくれますか。

土木管理課長

歩道と同じような形で、ガードレールも無理だと思います。

道祖委員

道路法に、道路の構造の基準というのがありますよね。あるでしょう。道路の構造の基準というのは、これは道路幅とか歩道の幅とかそういうものを規定しているものですか。

土木管理課長

道路幅員全部を規制した形になると思います。幅員だけと限らずですね。

道祖委員

あのですね、今まで道路の構造の基準については道路の構造が政令で決められているんですね、政令で。そうでしょうか、違いますか。ですよ。だからあなた方はできないと言ってますよね。言ってますね。けれど、ひょっとしたらこういう判断ができるんじゃないかなと思ってご質問しますけれど、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整理に関する法律案というのが5月2日でき上がってるんですね。その中に道路法についてあるんですけど、そこに道路の構造の基準というのがあります。今まであって、そして今度はこの法律に基づいてこの基準の内容が若干変わってきているんです。それは、第30条の4項の道路構造の基準ですね、「前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。」というふうになってるんです。現状は条例はないんですよ。条例をつくらなくちゃいけなくなるんですよ、これ、法律が改正となって。できるならば平成24年の4月1日から条例を施行するという形になっていくんですけど、これを読む限りでは、あそこは市道ですよ。あなた方の今の答弁を聞いてると、道路の構造の基準は政令で定められていたからそれは曲げられないと。しかしこの法律によりますと、政令を参酌して、参考にして、道



路管理者が条例で定めることができるようになってるんです。これをどういうふうに理解します。私が間違ってるのかどうか。この条例を定めた場合、あなた方が一所懸命言っている、政令で5メートル幅云々とか言ってますけれど、そこに限って歩行者の安全を優先するという形になった場合、歩道の設置もしくはガードレールを設置するようなことが可能になるのではないかと私は思うんですけども、どう考えますか。

都市建設部次長

先ほど歩道の設置、ガードレールの設置を言われました。それは現在の幅員の中でのやりとりでございます。車道を狭めないというところから、そういうものできないと。それから路肩を50センチメートル取らないかんですから車道側へ入ってくると。だから車両が狭くなるというところで車道の幅員を変えないというところから、いま現在できないということになってきます。

いま別件の政令、条例の分を言われました。その件については、課内いろいろ道路構造の部分以外のものでもいろいろ出ているようでございます。この件について、関係各課いろいろ協議に今から入ろうかというふうな状況になっております。仮に何か条例を定めたにしましても、現状の大型車の通行をどうするのかということになってこようかと思えます。歩道はつくれるけど、車道は狭くなりますよというところになってくると思えます。そういうことで事業者と地元とか同意とか協議とか、そういうものが必要になってこようと思えます。

道祖委員

あのですね、路側帯があるんですよ。路側帯内が車道なんですよ。そうでしょう。路側帯外ですよ。これは歩道というふうな、そこを通ってくださいということで今まで来てるわけですよ。私がなぜこういうふうにガードレールができないか、歩道ができないかと。あなた、車を運転するでしょう。そこに線を1本引いて、それはその線を踏み越えることができるんですよ。ところが路側帯と住宅の間77センチメートルの中にガードレールを付けることによって、心理的にスピードは落ちてくると思えますよ。あなた方はどんな方法で住民の安全を守るかしてるのか。それは決まりがあるからもう無理ですよと言われてたら、どうしようもないじゃないですか。あそこで事故が起きたら、あなた方誰が責任取るんですかという話になってくるわけですよ。それは道路管理者の責任になってきますよという話じゃないですか。だったら、そこで工夫はどうやってできますかということをお前は言ってるんですよ。費用をかけないで心理的に減速するような方策は、あなた方自分たちで提案しなくちゃいけないでしょう。しないから言ってるんですよ。もしくはできないとするならば、安全を守るために団地側の路肩を1メートルでも削ってですね、安全確保に務めなくちゃいけないんですよ。そういう覚悟はありますか。それは費用かかりますよ。けれど、安全のために金を惜しんだらだめなんですけれども、ただ、今の財政状況の中でベストじゃなくてベターというのはどういう方法があるのかと思って、いろいろお尋ねしてるんですよ。あれもできません、これもできません。だったら、住民の安全は誰が保障するんですか。ご答弁をお願いします。

都市建設部長

一緒に現地を歩いていただきまして、いろんな方法がある。それはいろんな方法があります。それは課内、部内で協議しながらですね、先ほど提案ありましたように、路側帯を寄せたらどうかとか、ふたをのけて暗渠にしたらいいかとか、いろんな考え方を検討いたしております。その中でやはりいま言ったようなやり方は、できないこともないんです。きちっともう少し精査した中ではですね。住宅側ではなく法面側を1メートル削ったらどうかとか、側溝をかけたらふたをどけて暗渠にしたらどうかとか、いろんな方策を考えておりますのでね。まだ費用、やはりお金が必要になります。それに対してどうすれば一番安価で安全になれるかというような、いま検討中でございますので、そこのところはまた今後皆様に報告をする機会があると思えますから、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

道祖委員

方法がわからないと、これの賛否が取れないんですよ。あなた方はこれ無理だと。これは住民の感情はわかるけれど、法的に問題がないから行政としては何もできないということでしょう。だけどこの人たちは、日々の生活の安全を脅かされてるからどうかしてくれってということなんですよね。ということならば、その方法を示していただけないと、この請願された、これは要望書じゃないんですよ。請願で紹介議員がついてるんですよ。紹介議員さん達も納得してこれもらって、取り下げるとかいう話もですね、納得したらそういうことができるかもわかりません。だから今のままじゃどうしようもないじゃないですか。

都市建設部長

この請願の中にはやはり通学路とか、大型の進入禁止というような主なものについては、そういったことをございます。これを改良すると、道路を改良するといった手当の検討はその中で今やっておりますから、それを今のこの時点でじゃあどうしなさいと、こうしますよ、ああしますよという答えが先ほど言いましたようにいま検討中でございますので、そのこのところをぜひご理解いただいて、そういった回答にはまだありませんけども、大型の通行止めをしてほしいという請願でございますので、その大型が通っちゃいけないような道路であれば、こうですよということをいま言ったように道路法の中でご説明できるところはやってきましたけども、今の時点ではそういった説明しかできない状況でございますので、そのこのところをご理解していただきたいというふうに思っています。

道祖委員

これを検討していただけるといふならば、安全の方策を検討していただけると。じゃあ、いつ頃結論が出るんですか、検討していただいて。

都市建設部長

その結論につきましては、やはり我々が予算の中でいろいろ方策をどんどん広げれば、いろんな方策の中で費用もかかります。財政等と協議しながらですね、その中で動かなきゃいけない。方法によっては何年もかかる、実施がですね、何年もかかるような状況にもなるかもわかりません。しかしながら、今すぐできるものについては、予算の範囲内でできるものは、早急に決まればやりたいというふうに思っております。

道祖委員

だから、できることはいつ頃どういうふうに提示できますかと言ってるんですよ。

都市建設部長

提示できるというのは、それが我々が思ったような工法で、こうやりたいという工法で提示しても、やはり地元の皆さん、議員の皆さんたちの意向もありません。だから我々は、じゃあそこを少しふたかけてガードレールをしながら車道を少し変更しながらやりましょうという、費用はそんなにかからないと思いますけども、そういったやり方ではたしていいのかどうかというの、地元の皆さんとの協議も必要でしょうし、皆さんのご理解も得なければそれが実際に実現できませんので、そういったところを提示しながらですね、協議をしたいというようなことです。

道祖委員

だから、住民に提示するなり自分達の考え、案がいつ示されるんですか。どういう形のものをいつ頃まで設置するというような考え方が整備できるのはいつですか。半年ですか、1年先ですか。

都市建設部長

そんなに時間はかからないと思います。1カ月程度で図面は描けると思いますので、その中で皆さんに工法を何案かつくりまして、提示したいというふうに思っております。

道祖委員

委員長にお願いですが、これはできれば、この案件についての取り扱いを懇談会等に落としていただいて、今の答弁にあったように、何らかの住民に対する安全策は1カ月程度の時間で提示できるというふうに言われておりますので、その提示を待ってこれをどういうふうに取り扱うのか、今の答弁をよしとして取り扱うのか、その辺をちょっと懇談会等で、それは他の質疑が終わった後でいいですよ。

委員長

他の質疑が終わった後に懇談会をしますので。

他に質疑はありませんか。

小幡委員

2、3点お尋ねします。まずこの請願ですね。請願の最終的な趣旨は、10トン以上の大型ダンプが通らないように市長が、明星寺地区採石場周辺の云々と書いてありますよね。飯塚市に住民の方が請願されてきておりますね。今いろんな説明聞きましたけども、基本的なこの請願を議会が賛成いたしましたと、その後のタイムスケジュール、いつどのような形でこの請願の内容が進んでいくのか、そのところ、スケジュール的に教えてください。

土木管理課長

いま委員が言われましたように、請願が議会が採択された場合のスケジュールとしましては、まず初めに警察、公安委員会との打合せになってくるだろうと思います。その中であと、先ほど言いましたような地元に対しての同意といいますか、通行制限の関係で同意がほしいという形での地元なり、請願内にあります施設業者の同意をもらいまして、飯塚署のほうと打合せしていくようなかっこうになってくると思います。

小幡委員

タイムスケジュールですから、9月議会で議会が採択したと。何月頃に公安委員会と打ち合わせして、何月頃に進め方の方向性を示せるのかを教えてください。

委員長

予測でよろしいので、お願いします。

土木管理課長

一応9月議会で採択されますということは9月末になると思います。それから地元のほうに入っていくかとかかなと思っております。そこの同意書の分がどの程度日にち的にかかるかなという気はしてるんですけど、いただきまして警察等の協議、飯塚署、本庁関係との打合せになると思いますので、最終的な結論がいつの時点というのははっきりわかりませんが、年内はかかるんじゃないかなという思いはしております。

小幡委員

そこは年遅れてずれても構いませんけど、ちょっと把握しておきたかったので質問しましたけども。先ほど課長の説明の中で公安委員会との打合せ、警察等の協議を重ねる中で、地元の同意と事業者側の同意もいるということだったでしょう。新進工業さんが同意を示さないという場合は、その事業者側の同意は無視しても進められるんですか。それとも絶対だめなのか、その点を教えてください。

土木管理課長

最終的には市の判断になってくる状況になると思います。警察等の要望の中では地元の要望書は不要という形で聞いておりますけど、市のほうはこの分を警察のほうに出す場合に、やはり市としても地元の同意がないと市独自、簡単にはなかなかいかんかなと思っておりましたので、同意ももらうという形でやっておりました。最終的に同意をどうするのかについて打合せが出てくるかなという思いはしてありますが。

小幡委員

そうでしょう、必ず同意が絶対要するという事じゃないですよ。その点、委員に正確に伝

えてください。新進工業さん、もちろん同意しないでしょう、という先ほど市の判断でしたけども、その新進工業に同意を求める協議に入らせてくれと、警察とかね。その結果どうなるかはわからない、その協議に入るよという同意だから、それは市のほうがちゃんと説得してくださいよ。そこで結論が出るわけではない、今から協議に入るよという同意ですから、それは市のほうがちゃんと事業者側に説明して同意はとれると、私は思います。同意もしなければ無視して進めればいいことであってですね、それぐらい道路管理者側に権限があると思いますので。

もう1点関連しますが、先ほど歩道関係もありましたけども、この請願の趣旨は現地も見ましたけどね、騒音とか振動、ホコリ、そういうのにも苦慮されてるんですね。ちょっと聞きますが、いま道路管理者として大型ダンプは通っていいんでしょうけども、道路交通法上最低速度制限は何キロメートルというのがあるんですかね。

土木管理課長

数字的にははっきりないんじゃないかなと思っております。そこを通るときには業者のほうには、住宅地で住民に危険がありますので速度を落として通行しなさいという申し入れはしております。

小幡委員

通常は30キロメートルをよく目にしますけどね、場内とか構内は10キロメートルとか、管理者が速度制限を自由に行うことができますよね。本市の管轄している市道ですから、道路交通法が上にありますから勝手に10キロメートルとか5キロメートルとかいうのは無理かと思えますけども、先ほど瀬戸委員が言われたとおり、再三地元との協議、地元との約束を、もしくは許認可の違反行為を繰り返した業者でありますよね。これはもう皆さんご存じのとおりなんですけども、ここが減速して走ってくださいと言ってもその社員ばかりが来る道路じゃないんですね。他社の方の搬入、搬出する大型ダンプが通りますんでね。言っても聞かないという企業ですから、減速帯、何ですかね、正式な名前は分かりませんが、道がこう舗装か何かで減速するように減速ゾーンとかやっていますよね。ああいうのは設置できますかね、市の管理として。

土木管理課長

そのバウンド的なものはできないことはないと思いますけども、ただ振動関係で家屋の振動等あたりが出てくるんじゃないかなと思っております。

小幡委員

振動のほうは考えていないんです。減速のそういう方法は取れますよね。そういうふうな強制的な、こちらのほうが管理者として先ほどの歩道を設けるとか減速帯をつくとかいろんな手法を考えてですね、道路管理をしていかなければいけないと思うんですけどね。いま課長がおっしゃったとおり、減速はできるけどバウンドですするというものも確かにあるんでしょうが、50、60キロメートルで走るくらいには減速で10、20キロメートルに落ちなければいけないような道路のほうが、音は4、5メートルガタガタなる程度で騒音、粉じん、ほこりを上げていくのもかなり防げるんじゃないかという考えでいま質問してるんですけど、可能は可能なんでしょう。

土木管理課長

大型車両だけという感じではございません。途中から団地から一般車両も出てきますので、バウンド的なものはちょっと不可能に近いんじゃないかなという思いはしています。

都市建設部長

先ほど言ったように道路の減速帯というのは、こういうふうに波を打ってやる方法というのは技術的にはもうできます。しかしながらこれが一般道路でございます。そこに四輪車、そういったダンプ等だけが走る道路じゃありません。その中ですね、やはり一般車両が安全に通るといのがまず第一なんですね。そういった所でこういった波打ちの舗装をするというのは

ですね、バイクも通るし自転車も通りますので、そういった中で事故が起きる原因になります。そういった構造をこういった一般市道につくることは、はっきり言ってこれは安全管理上やらないというのが我々の考え方でございます。

小幡委員

やるやらないはそういうことでしょうけど、遠賀川沿いの土手ね、あそこをやっているのはどういう理由で、減速ということを聞いたんですけども、それはどうなんだろうかね。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

小幡委員

そういった減速方法もですね、課として十分検討してください。

次にもう1点、この新進工業さん、先ほど言いましたように違反行為をかなりやってきておられますが、罰則規定や各違反については法の違反ですから、条例違反もありましょうけども罰則規定を設けられているはずですけども、過去にこの新進工業さん、どのような罰則を受けられたか教えてください。

商工観光課長

私どもが把握しています採石法に関する罰則規定でございますが、罰金30万円以下、確か1万円以下の罰則規定はございます。ただ、所管の県のほうの工業保安課でございますが、そちらのほうに確認したところ、県内でこの法律に基づく罰則規定を適用した事業者はないというふうに聞いております。

小幡委員

そういうことでしょうか。規定はあっても適用された過去、そういうざる法と一緒に罰則なんだろうけどもね。基本的にはその業を営む人がその法律に則って、基本的には迷惑をかけないように法律の範囲の中で、もしくは条例、政令の範囲の中で事業を行っていくのが常識ある企業ですよ。新進工業さん、本市の指名業者、何月かわかりませんが飯塚市の公共工事を受注されてますよね。それは間違いありませんか。

契約課長

新進工業有限公司は飯塚市の指名業者でございまして、公共工事を受注されております。

小幡委員

ことしに入って新進工業さんがもし受注されてるとすれば、その工事名と金額はわかります。

契約課長

現在受注して契約締結いたしておりますが、その工事件名は堀・金田線道路改良(3工区)工事、契約金額は6421万8千円でございます。

小幡委員

それはいま工事中、もしくは完成した工事でしょうか。

契約課長

工期につきましては、平成23年8月6日から平成24年3月15日までの工期ということで、現在工事中ということでございます。

小幡委員

ありがとうございます。今年の8月6日から来年までね。今から6400万円強の道路改修工事をされるそうですが、道路改修工事ですから、一般的に道路を掘削したりコンクリートがらとか舗装がらとか、いろんな碎石が必要でしょう。こういった資材の搬入とか、残土の搬出もしくはがらの搬出と、新進工業さんは自分のところの施設に持ち込むんじゃないかと思いま

すけれども、そういった工事の管理は、本市はどのようにされておりますか。わかります、意味が。残土の搬出先もしくはがらの搬出先、マニフェストの提出とかね、これを誰が、どの部署がどのように管理をされていくのかお尋ねします。

都市建設部次長

まず残土でございますが、残土はいま指定箇所を、ちょっと数は忘れましたが、筑穂地区等を含めまして8カ所だったかな、数字は確定していませんけど、そういうところに持っていくように指定しております。それからアスファルトコンクリート、アスファルトコンクリートにつきましては、中間処理施設処理場に持っていくようにしています。そこではマニフェストの部分の発行をいただいて、それで確認しておると。それからコンクリートがら等についても中間処理施設等に持って行ってマニフェストで確認をとっておるところでございます。

小幡委員

ということですね。他の自治体と当たり前のことをしてると思うんですけども、これをペーパー上だけの処理じゃなくて、私が聞いているのは現地調査とか、担当の方が追跡調査、そういうのを今やっているかどうか、また現に今の飯塚市の本市が発注する公共工事のチェックをそこまでやっているかどうかはどんなふうですか。

都市建設部次長

現地調査等の最終確認等までは行っていないのが現状でございます。

小幡委員

基本的にみんなそうなんです。ペーパー上、書類が整っておけばOKと。どこに本当は捨てたか、どこに処分されたのかというのは、どこの自治体もそうでしょうけど、ほとんどできていないのが現状だと思うんですね。それについて言及はしませんが、そういう実態を踏まえて、少なからず本市の公共工事を発注して受注された相手でありますんで、先ほど申しました常識のあるところならいいですよ。このように違反行為を繰り返した非常識なところの工事、住民の感情をかなり逆なでますので、そこんところはやっぱり住民感情を考えて本市はちゃんと過去にやったことはなかろうけど、それぐらいの配慮をしながら、ちゃんと管理をするというような考えはあるかどうかちょっと尋ねたいんですけど。

契約課長

指名業者につきましては、建設業等に注視して違反等がありましたら指名停止処分等を行ってきております。今回の新進工業につきましては、建設業以外のものについての違反行為等ということで、指名停止等の処分対象にはなっておりません。今後もそういう形で対応したいというふうには考えております。

小幡委員

指名停止の話は、私はしてないんですけどね。何も停止しなさいと言っているんじゃないですよ。感情的には何でこういうところに仕事を発注して、私たちの税金が使われるのかという市民感情があるから、そういうペーパー上の話じゃなくて市の職員の方が、担当される方々がもう少し真剣に考えて問題ないようにきっちりと仕事も終わってもら、先ほど言った残土とかね、処分もきっちりこういうふうの確認しましたというような注意を払ってくださいということです。

議会が先ほどの請願を通すのは簡単ですよ、賛成多数と。これだけの住民が要望、請願されてきているんですから、我々の立場というとおかしいんですけどね、我々としては住民側に立つべき議員の皆さんですから、基本的には賛成しますよ。でもその後、賛成したけれど、何も効果はない、今までのように違反しても何の罰則も与えられないというようなやり方ですからね。そのところ、もう少し我々も真剣に考えていかなきゃいけない時期に来ていると思うんですよ。そういう意味から6千万円強の仕事を発注してるんですね、市の予算の中から。大した税金は皆さん払ってないでしょうけど、市の税金を投入した公共工事ですからね。仕事が

終わればいいじゃなくて、きちりとその住民感情のところを理解されて施工してやってください。これは要望で構いません。

もう1点、先ほど前回の委員会の中で、新進工業さんと関連します嘉飯山砂利建設さんの営業許可書、もしくは定款等を要望しておりました。まだそろってないということですが、かなり日にちがあったんですけれども、営業許可書が資料として出てきません。このこと自体あまり真剣に考えていないのかなど。腹かくのは簡単ですけど、営業許可を確認したかったのは先ほど瀬戸委員から言われたとおり、現地で許可以外のものが搬入されているような現状のトラックが走っていたんですね。そういうところから、その物品がちゃんと処理の許可が取られているかどうかの、許可を持っているかどうかの確認をしたいということをお願いしたにも関わらず、何か理由をたらたら言って取れてないということ自体が不審感を抱くわけなんですよ。ですから、総括で言いますともう少し真剣にやりましょうということですよ。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 11:24

再開 11:49

委員会を再開いたします。

土木管理課長

先ほど言われました通学路の認定状況について、回答させていただきます。まず初めに訂正させていただきます。通学路につきましては報告して通学路の指定はされていませんと言っておりました案件につきましては、潤野小学校のほうは指定されてないで、鎮西中学校については指定をしているということで確認させていただきまして、この分につきましては通学の認定状況については通学路の指定となっておりますので訂正させていただきます。通学路の指定につきましては学校長が現地を調査してするそうです。そして現在この請願されております地区につきましては、小学生が1名、中学生が14名通学していることを確認させていただいております。どうもすみませんでした。

商工観光課長

先ほど小幡委員よりご指摘のありました嘉飯山砂利建設組合の定款、営業許可についてでございますが、定款につきましては法務局に登録してあります法人登記簿に代えさせて提出をさせていただきたいと思っております。なお、営業許可証につきましては最初に申しましたように、現在施設申請前の県の紛争予防条例に基づく環境調査書の提出及びその説明会の事務が行われている段階でございますので、営業許可の申請行為がなされておらず現在営業許可証はございませんので、できませんのでご了承いただきたいと思っております。申しわけございませんが、謄本のほうがちょっとコピー等を準備しておりますので、提出が若干遅れますので、あわせてご了承下さい。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5メートル以上)の通行禁止を求める請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、全会一致 )

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:52

再開 13:00

( 委員長交代 )

委員長

委員会を再開いたします。

「オートレース場の運営について」を議題といたします。

「売上額及び入場者の状況等について」及び「専用場外発売所に関する行政協定の締結について」、以上2件につきまして執行部の説明を許します。

事業管理課長

まず、平成23年度飯塚オートの4月から7月までの売上額及び入場者数についてご報告いたします。

お手元の資料のNo.1と記載しております「平成22・23年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。その表の23年度Bの小計のところでございます。開催日数は25日、売上額は45億8199万7千円、1日平均の売上額は1億8327万9880円となっております。前年度同時期が開催日数は32日、売上額が48億9585万6700円でした。その1日平均の売上額は1億5299万5522円でしたので、累計売上額では3億1385万9700円の減額となっておりますけれども、1日の平均で見ますと3028万4358円の増額となっております。

次に入場者数につきましては、その表の右のほう23年度Fのところでございます。今年度89,411人で1日平均では3,576人、前年度が107,394人で1日平均は3,356人でしたので、これにつきましても売上額と同様に累計入場者は17,983人の減少となっておりますが、1日平均では220人の増となっております。

この原因につきましては、ダイヤモンドレースを昨年は9月に開催したのを6月に開催し、その売上額が良好であったこと、また、電話投票及び場外発売の売上額が伸びていること等が上げられます。

続きまして、専用場外発売所設置に関してご説明いたします。7月4日の本委員会において資料要求がありましたので、提出させていただいています。お手元の「オートレース場外発売所について」でございます。資料1は「オートレース場外車券売場開設のために」という冊子のコピーですが、当時の日本小型自動車振興会、現在の財団法人JKAが作成したもので、省庁名や団体名が変更になっている箇所がありますので、文言の訂正及び読替えという形で記載いたしております。

資料1の3ページをお願いいたします。場外車券売場の基準と種類が記載されています。4ページには、専用場外車券売場設置の候補地の例、また設置のための留意点等が記載されています。5ページ、6ページをお願いします。場外車券売場の設置計画から開設までの作業手順の流れが記載されています。

次に、資料2をお願いします。「オートレース川辺売上額配分イメージ図(案)」と記載しているものでございます。

これは、車券売上から払戻分75%を除いた、25%の配分を図化したものです。1が飯塚場がレースを実施した場合、2及び3が他の場が実施するレースを場外発売する場合です。

1の飯塚オートが本場の場合をご覧ください。左から2番目の枠が飯塚市です。25%のうち、その左へJKA交付金等として4.6%、下への矢印、地元自治体へ1%を支出します。そして右側への15%が設置者への施設の賃借料及び管理委託並びに発券業務委託費として支出するものです。そのため、飯塚市の収益は4.4%となります。

場外発売の場合は、2の場外発売のG以上のケースで説明いたします。真ん中の枠が飯塚



市です。その左がレースを実施する場で、飯塚市は地元自治体への1%を含む16%の配分を受け、本場のケースと同様にここでは12%を設置者等へ支出します。この場合の飯塚市の収益は3%となります。3の場合も同様に、記載している率で配分することとなります。

以上で提出資料の説明を終わります。

続きまして、佐賀県小城市の進捗状況を報告させていただきます。7月6日に佐賀県小城市と同市内に飯塚オート場外発売所を設置することに関する行政協定を締結いたしました。

資料として協定書のコピーを提出させていただいておりますので、お願いします。第1条では目的を、第2条では関係法令及び関係機関との協議事項の遵守と交通安全対策等の必要な措置を行うことを規定しています。第3条では、年間の開催日数を350日以内と規定し、第4条においては従事員の地元からの雇用と地元業者の活用に努めることを規定しています。第6条では、同施設の健全な運営を維持するため地元代表者等を構成員として環境委員会を設置することを定め、第7条では売上額の1%を環境整備費として小城市に支払うこと等を規定したものです。

今回の協定書の締結に関し、7月4日に開催されました本委員会において報告する方向で、小城市と調整を図ってまいりましたが、小城市から公表時期を締結後にして欲しいとの強い要望がありましたことから、本日の報告となった次第でございます。

このような事情をご考慮いただきまして、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

1つ教えてください。オートレース場外車券発売所についての資料の2、一番最後ですね。本場開催の場合と場外売上げ(全场統一)G以上とG以下とありますけど、これは本市が25%であとJK Aに4.6%とか、施設、場外の方にも15パーセント配分するようになってますが、これは売上げ、何なのかを教えてください。

事業管理課長

売上額の75%が払い戻しにあたりますので、それを除いた25%での配分でございます。

小幡委員

実態的に飯塚市でその日開催されますよね。その売上げの75%を飯塚市が仮に取って、25%のこれが内訳ということでもいいですか。

事業管理課長

失礼いたしました。これにつきましては、オートレース川辺での売上額でございます。

小幡委員

再確認。川辺さんが営業といたしますかやりますよね。その売り上げの25%という意味ね。わかりました。

委員長

他に質疑はありませんか。

平山委員

オートレース全般についてですけど、いま大変飯塚市がレース場の売上げについて場外発売所をつくったり、一生懸命努力している中で、私も今度この委員会に所属させてもらって、レースのある日はほとんど現地視察に行っております。その中で、本場についての運営のあり方の中で2、3、レース場を利用されるお客さんの中から大変不満のあることをちょっと質問したいと思います。

まず場外があるときに、本場と場外と両方にあるときに、場外の写真が真ん中の小さい所でしか映らないというんですよ。せっかくあの大きなスクリーンが2つあるどっちかに本場を持って

きて、場外はどっちかに持ってきてくれんかと。それを見るときにいすがほとんどないと。みんな立ってじーっと見よかないかんから大変くたびれて、画面も小さくてそこに人が集中するんですよね。他の所はガラガラなんですよ。そういうお客のニーズに合わせた運営のやり方、それが今後できないか。

そしていま一番奥のほうの食堂の横に部屋があるんですよ。あそこのいすがかなり古くて今いすを取り換えしていると思うんですけど、そのいすの首掛けがないということで、もう少し背もたれがあるようないすを用意してくれんかという要望も出ております。

それと一番肝心なことが、一番奥にある食堂、あれがもうほとんど開いていないというんですよね。大きな記念のときにしか開いてないから、向こうまでわざわざ行って食事をしなくちゃならないというんですよ。そこはいま社会福祉協議会が運営されていると聞いたんですけど、最近食事もマンネリ化して社会福祉協議会に委託して飯塚レース場としてのメリットがあるのか。それこそ民間委託をしたほうが食堂はいいんじゃないかというような意見も出るんですけど、スクリーンの問題とそのいすの問題と食堂の問題、ちょっと今すぐ答弁できる答えがありましたらお願いします。

事業管理課長

まず1番目のスクリーンの問題ですけども、実は今年度併売を開始いたしました。昨年までは場外発売は1場しかできなかったんですけど、今年度今できるシステムの範囲内で改善をしまして併売をできるようにした関係で、2場同時に売れる場合、A場、B場という売り分けをしております。さっきおっしゃった飯塚の本場で例えばナイターを場外とする場合については、場外のほうをB場という扱いにしております。今回どの程度併売の効果が表れるのかというのもまだデータが不足しておりましたので、とにかくお客さんの要望に応じて併売を開始しようということで取りかかったことでございますので、この先お客さんの要望なりですね、売上げの状況を見た上でそこら辺を検討していきたいというふうに考えております。

いすの問題につきましては、早急にお客さんが快適に過ごせるような状況を確保したいというふうに思っております。

食堂に関しては、実は先日社協のほうとやりとりをしまして、そういったメニューのことも確かにお客さんのほうから聞こえたりしておりますので、ちょっと協議をしたいと。その分でこちらの意見もありますし、実際に社協の売上額とかいうふうなものもありますので、そういう機会をつくって、職員間また社協のほうとできるだけお客さんが喜んでいただくような環境をつくって提供したいと思っておりますので、そのところは取り掛かる予定にしております。

平山委員

スクリーンの問題なんですけど、機械的にはやろうと思ったらすぐこちらの大きな画面と向こうの正面の画面と2つありますよね、大画面が。あれ1つずつに操作的にするとしたら、場外と本場と簡単にできるんですか。

事業管理課長

簡単にスイッチした1つでできるというものではないと思っております。システムの組換えも必要ですし、どの程度金額がかかるかまだ把握しておりませんが、そういったシステムの改修が必要になってくるというふうに考えております。

平山委員

私も一所懸命この委員会としてレースのあるときには視察に行つて勉強しますので、なるべくそのスクリーンが早く場外と本場と区分けできるように努力してください。よろしく申し上げます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13 : 17

再 開 13 : 17

( 委員長交代 )

委員会を再開いたします。

次に、「産業振興について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

1点だけお聞かせいただきたいと思えますけど、商店街の空き店舗の対策がどうなっているのか。

商工観光課長

中心商店街の空き店舗対策につきましては、商店街の活性化の中の重要な事業という位置付けの中で対応しておりますが、中心商店街の活性化につきましては、国の補助事業を活用しまして現在イベント事業、商店街のサポーターズ事業、さるく事業等実施しております。委員が申されました空き店舗対策につきましても国の事業を活用しまして、平成21年度まで補助事業として実施をしております。この間にこの事業の実施が平成11年から平成21年度の間に50店舗の出店がなされておりますが、現在この事業が、国の補助事業がちょっと打ち切りになったということもございまして、昨年、今年も実施していません。ただ現在、皆様もご存じのとおり、中心市街地活性化基本計画、この中で家賃補助、改修等の補助を現在検討しているところでございます。その事業を行う中で魅力あるテナント、店舗の誘致を図っていききたいというふうに考えております。

道祖委員

ということは、今年はしてないと。来年から中活をするからその中でやっていくということですね。ということは、中活が5年間ですね。下手したら6年間何もしない可能性ありますね。中活の中に織り込んでいくとか言っているけど、中活は中活だと思うんですよ。商店街の振興を図るんだったら、空き店舗をやはり減らしていかないと。中活で組み込んでいくからじゃなくて、国の補助金当てにしてね、補助金がなくなりましたからやめましたという話でもないような気がしますけど、中活は中活、空き店舗対策は空き店舗対策でやっていかないと、商店街は全然魅力がなくなってしまうんじゃないでしょうかね。

それで先だって八代市に視察に行ってきましたけど、あそこは商工会議所が家賃を補助しましたし、それと市は改築するのに200万円改築費用を出してるんですね。空き店舗がどこにどういうものが空いてますよというような形でPRして、そういうふうな改築補助金、家賃補助、そういうことをやりました。中活はやっていたんですけど、それを八代市は平成19年からやってるんですけど、中活を待っていてもしょうがないんで、やれるところはそういうことをね、やっぱやっていかないとだめなんじゃないかと思えますよ。だから、補助金がなくなって今年はやってません、それはやっぱり何か役所らしいですね。積極的に取り組んでいかないとだめだと思いますけど、魅力がないからみんな来ない。それは空き店舗がどんどんふえるから、なおさら魅力がないんですよ。だから、じゃあ補助金を出している間50店舗出たというんだったら、それでじゃあどうしたら空き店舗が埋まっていくんだと、そこでノウハウを、ノウハウというのかな、いろいろな勉強をしているはずですよ。そこで改めて工夫して市としての独自の政策を打つとかそういうことをしないと、商店街の振興とかそういうことにはならないんじゃないですか。要は人のふんどしばかりで相撲を取りよったってできな

いんじゃないでしょうかね。ということで、意見だけ言っておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

産業振興ということでございますので、1つお尋ねいたします。新しい農業、農村の基本ができて12、13年になりますけども、なかなか生産者のほうから声が聞こえるのは、所得増強にならんと、また後継者も不足しているということなんですが、農業の生産者とやはり商工業者、こころへんのところの農商工連携というふうな形でひとつ踏み込んでいかないと、この飯塚市からそういうふうな発信をすることはできないと。具体的には特産品の開発等について商工業者とのそういうふうな連携等について取り組みがなされてきたのか、今後そういう計画があるのかどうかですね、ちょっとそのところを教えていただきたいと思いますが。

農林課長

農商工の連携ということでございますけども、現在農協のほうとは少し話をさせていただいております。ただ商工業者のほうとはですね、まだ具体的な協議までには至っておりません。ただ、その必要性につきましては今の農業の状況を考えてみますと、避けて通れない重要な問題というふうに認識をしております。

松延委員

先日私のほうで、庄内のほうで農政連の会議がありまして、そういうふうなことでのお尋ねがありました。9月6日からですかね、筑豊地区での農産物の開発をされて東京のほうで展示をやられるようなことで、飯塚市の商工会のほうもバックアップしてやっています。それでこの筑豊は石炭なきあとは農業しかないということも前麻生知事も言われておりましたし、今の小川知事も継承されておるといふふうに思っております。農業につきましてはJA福岡嘉穂農業協同組合があります。そこにも要するに営農部がありますので、どっかこころへんところとですね、連携を密にさせていただいて行政のほうからはいろんな制度等については情報提供させていただいて、農業の生産者のエネルギー、活力を生み出すような今後そういうふうな努力をしていただきたいということでお願いをして、以上終わります。よろしくお願いたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

ここでしか聞けないと思いますのでお尋ねいたしますけど、卸売市場の民営化、どういうふうになっていっているのか、ご答弁お願いいたします。

農林課長

6月の委員会の折にもご答弁申し上げましたけども、現在まで協議をしておりますけども、民営化に向けた趣旨につきましてはおおむねご理解をいただいておりますというふうな考えておりますけども、まだ具体的な部分につきましては話に至っておりません。

道祖委員

3月一杯までに話がつく。来年度から民営化という方針でしたかね。それだったらもう半年ぐらいしかないわけですけど、大丈夫ですか。

農林課長

来年の4月1日の民営化に向けて、努力をしている最中でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。

「相田公営住宅建設基本設計の概要について」、執行部の説明を許します。

建築住宅課長

今回相田公営住宅の基本設計が完了しましたので、概要につきまして説明をさせていただきます。既存の相田公営住宅につきましては、昭和42年から45年にかけて建設されたコンクリートブロック造の平屋と二階建ての住宅でございます。戸数が250戸で、現入居者が208戸でございます。隣接しております県営相田団地がございまして、現在3棟目が建設中でございます。県営住宅が完了いたしますと、近隣にあります公営住宅に関しましてはほとんど建て替え事業が終わっておりまして、市営相田団地のみが建設当時より大きな改修などしておらず、一番古い公営住宅となること、また飯塚市のストック総合活用計画の中にも、建て替えの上位に計画されている住宅でございまして、周囲には小中学校、それから病院、保育所、高齢者施設、スーパー等がありまして、大変利便性の高い環境にあることなども考慮いたしまして、建設計画基本設計を実施したものでございます。

基本設計の考え方といたしましては、現在の入居戸数の208戸が今後の退去などで減ることを考えまして、目標戸数200戸に設定をしております。そして、現在の敷地内で建替えをするように計画をしております。また周辺道路を生かし、造成工事をできるだけ少なく、限られた敷地を有効に利用することを考えまして、現在の敷地をaからdの4ブロック、4つのゾーンに分けまして、周辺の住宅の日影、また電波障害の影響なども考慮いたしまして、住棟の高さや幅を検討いたしております。建設の行程といたしましては、わかりづらいと思いますが、お手元の資料のように東西に細長い敷地でございますので、aゾーンからdゾーン、4つのゾーンに分けております。aゾーンから着手をいたしまして、ここに住まれる世帯は団地内の空室に移転をしていただき、移転後に解体、造成工事を行いまして、aゾーンには8戸連の7階建56戸を建設するようしております。次に、bゾーンも同様に移転していただいたあとに解体いたしまして、8戸連5階建ての40戸を建設、cゾーンといたしましては8戸連の7階建て56戸、それからdゾーンにつきましては8戸連の3階建て24戸と7戸連2階建て14戸、木造平屋建て2戸連の5棟10戸の同様な手法で、年次的に建設を進めていきたいと考えております。特にdゾーンにつきましては、階段状に起伏のある敷地の中でも一番低い位置にございますので、周辺にはバス停とか医院、それから高齢者施設、スーパー等があり、利便性の高い位置でございますので、それから周囲に住宅があることから住棟の高さを低くして、高齢者また障がいのある方にとっても安全で生活しやすい環境づくりをしていきたいというふうに考えております。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

まずこの相田公営住宅の今回の平屋建ての棟が2戸連で10戸ということで、RCと木造なんでしょうけど、RCの普通の7階建てとか5階建てと比べて、設計単価とかいうのはどのくらい違うんでしょうか。

建築住宅課長

今回の分に関してましてはまだ試算というのはやってないんですけど、RCあたりに比べると若干安くはなると、以前ちょっと調査しましたら。かといって半分になるとか、そういうような単価ではなかったと思います。

瀬戸委員

それとこの中で2階建てと3階建てがありますけど、これはエレベーター等は設備してあるんでしょうか。

建築住宅課長

dゾーンに3種類の建物を建てるようにしておりますが、3階建てについてはエレベーターがつきます。2階建てについては補助の関係もございますが、外側に長いスロープをつけてエレベーターの代わりになるような対応をしたいと思っております。

瀬戸委員

これは2階建ての部分も木造ですか。

建築住宅課長

木造につきましては平屋でございます。

小幡委員

公営住宅前の建設に係る基本的な財源ですね。財源の構成はどのような内容になっていますか。

建築住宅課長

これは市営住宅の建替えにつきましては45%の補助が出ております。残りの55%を起債という形で賄っております。

小幡委員

45%は国、県、どういう比率になっていますか。

建築住宅課長

これは国の予算でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

もう1回お尋ねします。木造で建てるのはどこどこで、何戸でしょうか。

建築住宅課長

先ほど言いましたdゾーンの10戸の平屋の木造、それと集会所を木造で実施したいと考えております。

道祖委員

これは概要ですけれども、これから変更する可能性はありますか。

建築住宅課長

この10戸と集会所の木造につきましては、今のところ変更する予定はございません。全体につきましては、今この考えでやっております。今からまだ地元説明とか、そういうものを行っていきますので、その中で幾分若干変わることがあるかと思いますが、こういう今の計画でいきたいと思っております。

道祖委員

この配置が変わらない。変わる可能性はありませんか。戸数は別。戸数の確保はするにしても、配置が変わるとかですね、そういう可能性はありますか。

建築住宅課長

配置につきましては、先ほど説明いたしました、高低差がかなり激しい敷地でございます。dゾーンにつきましては一番敷地の中でも低い位置にあるということで、そこにできるだけ、そして周りに一般の住宅が建っておりますので、日影の関係とか電波障害、そういうものを考えまして、やはり低い住宅しかそこにはできないだろうということで、配置を今のところこれでいきたいと。変える予定はございません。

道祖委員

確認しておきます。国の45%の補助でやるわけですね。

建築住宅課長

そのとおりでございます。

道祖委員

公営住宅法で整備基準というのがありますけれど、この整備基準は何がうたわれてるんでしょうか。

建築住宅課長

すみません、今ここに資料がございませんので、ちゅうで覚えておりません。

道祖委員

整備基準については、公営住宅の整備は国土交通省令で定める整備基準に従い行わなければならない。事業主体は公営住宅の整備をするときは国土交通省令で定める整備基準に従い、これにあわせて共同施設の整備をするように努めなければならないとなっておりますけれど、この国土交通省令ではどのように定められているのか、確認させてください。

建築住宅課長

すみません、資料等を持ち合わせておりませんので、ちょっと時間いただけますでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:39

再開 13:39

委員会を再開いたします。

道祖委員

これはaゾーンからdゾーンまで6ありますよね、ゾーンとして。大きくは4つなんですけれど。これはいつから工事着工して、いつまでに終わる予定の考えなのか、お尋ねします。

建築住宅課長

今年度の地元説明また測量とかボーリングとかいった調査をいたしまして、来年度移転を済ませたら解体、平成25年度にaゾーンに限りましてはある程度造成工事が入りますので、造成工事が大体1年かかるんじゃないだろうかと考えております。基本的にはその間に実施設計をいたしまして、26年着工で大体10年計画ぐらいになりますので、平成31年くらい完了という形で考えております。

道祖委員

整備基準がわからないということになったら、質問されないんですよね。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:41

再開 13:41

委員会を再開いたします。

本件の審査は一時保留して、先に他の案件の審査を行います。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「選手の逮捕について」、報告を求めます。

事業管理課長

平成23年8月10日に飯塚場にロッカーを置きますオートレース選手が、貸金業法違反と出資法違反の疑いで逮捕されております。現在、取り調べ中でございます。オートレース選手を登録し管理監督を行っている財団法人JKAに情報の収集をお願いするとともに、現在捜

査の状況を見守っているところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市都市計画区域の拡大及び用途地域等の指定について」の報告を求めます。

都市計画課長

それでは報告事項2「飯塚市都市計画区域の拡大及び用途地域等の指定について」、ご説明いたします。

本件は飯塚市都市計画マスタープランにおける都市計画に関する土地利用の基本方針に基づき、新しい市の新たな取り組みとして都市計画区域の拡大及び市内各所の用途地域等の指定について、都市計画法に基づく法手続を進めていたものです。今回、今月末の8月31日をもって法手続が完了し、都市計画決定の告示が確実となりましたので、当委員会にご報告するものです。

この経過については、一昨年の平成22年11月11日、地区公民館単位で開催した3度の市民説明会の内容を含め当委員会に報告し、本市の専門機関である都市計画審議会で調査、審議を重ねております。

指定に関する内容等ですが、昨年の経過等に関する報告から大幅な変更はございません。お手元に配付しております資料をご覧ください。A4カラーの図面になります。青色の円で囲んでいる範囲が用途地域等の指定範囲、赤色の太線で囲んでいます範囲が拡大する都市計画区域となります。

それでは、まず都市計画区域の拡大から簡単に説明します。指定の範囲としましては赤線で囲んだ筑穂地域となっております。隣接する穂波地域、桂川町からつながる筑穂地域のおおむね平坦な部分に指定拡大しています。唯一、合併前から地域が都市計画区域外であった筑穂地域を都市計画区域に指定することにより、新市として一体的な都市計画を行うための条件が整備されたこととなります。

次に、具体的な用途等の指定範囲につきまして簡単でございますが、その位置について順を追ってご説明いたします。青色の線で囲んでいる範囲が今回の指定の範囲、赤で と書いてあります計7地区となります。まず、上から の勢田、口原、佐与、鯰田地区です。ここは鯰田地域の中心部で鯰田支所周辺と200号線の市街地です。次に、赤 の鯰田地区です。ここは完成した鯰田工業団地とその周辺市街地です。次に、赤 の大日寺、蓮台寺、花瀬、伊川、伊岐須地区です。範囲には、鎮西中学校、伊川温泉、せき損センターを含み、右の青色の線で囲んだ範囲内には花瀬団地等が位置しております。次に、赤 の潤野、横田地区です。ここは潤野、横田周辺の市街地になります。花咲台の住宅団地、県立嘉穂高校等が位置しております。次に赤 の若菜地区です。ここは若菜にあるパチンコ店「フェイス」の敷地の一部となります。次に赤 の大分地区です。ここは筑前大分駅を中心とした市街地になります。旧大分小跡、うぐいす台の住宅団地等を範囲としております。最後に7の筑穂元吉、長尾、阿恵地区です。ここは筑穂地域の中心部で、筑穂支所を中心とした市街地になります。上穂波駅、上穂波小学校、上穂波中学校等を範囲としております。

このように、都市計画マスタープランで地域拠点に位置づけられている鯰田地域、筑穂地域の中心部に用途地域を指定し、鯰田工業団地を工業専用地域とし、その他既成市街地と遜色のない地域を抽出した中で土地利用の混在化を防ぎ、土地利用の誘導と整理を目的に用途地域を指定したものでございます。

以上、今回の都市計画決定は本市におけます重要かつ新たな土地利用の施策であり、決定告示を間近に控えておりますので、当委員会に最終のご報告をするものでございます。



委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市都市計画特別用途地区の指定について」の報告を求めます。

都市計画課長

報告事項の3「飯塚市都市計画特別用途地区の指定について」、ご説明いたします。

ご報告の趣旨ですが、今後のまちづくりで重要とされる長期的に持続可能な都市の形成を目指す中で具体的な施策に、本市が来年3月に認定を目指しております飯塚市中心市街地活性化基本計画があります。この基本計画の認定を得るためには、用途地域の1つである準工業地域に対し大規模な集客施設の立地を制限することが、国の認定条件をクリアする必須条件となっております。

具体的には、配付しております資料の1枚目の内容に沿って順にご説明いたします。A3版で表がついたものでございます。まず「1.特別用途地区とは」についてですが、特別用途地区とは何かといいますと、用途地域の規制を補完するもので特別の目的から用途地域内の利便の増進、また環境の保護等を図るため、都市計画法に基づき定めるものです。今回の件をわかりやすく言いますと、用途地域の種類ごとに建築できる建築物の種類が建築基準法の中で定められていますが、特別用途地区とはその建築基準法で定めてある建物の種類に対し、市町村が都市計画決定することによって法を上乗せして制限したり、また緩和したりすることのできるものです。

次に「2.背景と関連法の改正」について、簡単にご説明します。表の右側、改正後のとおり施設規模の制限なしに商業店舗の立地ができる用途は商業地域、近隣商業地域、準工業地域の3つの用途に限定されております。この3つの用途の中で規制が最も緩く郊外に指定されているケースの多い準工業地域に大規模な集客施設等が立地した場合、中心市街地活性化への影響が大きいと、国は評価しております。市町村が中心市街地活性化基本計画を国から認定を受けようとする際、この特別用途地区を活用して一定規模以上の大規模集客施設が立地できないようにすることが認定の必須条件となっております。

では、資料右上をご覧ください。「3.規制対象となる大規模集客施設の考え方」について、ご説明いたします。具体的に今回制限される施設は劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場などで、その規模は床面積の合計が1万平方メートルを超えるものとなります。逆に1万平方メートルを超えなければ、立地は可能であります。

次に、「4.大規模集客施設を制限する地区一覧」についてご説明いたします。これからは資料の2枚目の都市計画図を添付しております。そちらをご覧ください。A3の図面でございます。特別用途地区指定予定図面と上のほうに書いてございます。この図面は飯塚市都市計画区域内の準工業地域の位置と面積を示しております。この からの準工業地域に特別用途を指定することとなります。赤線で囲っている範囲は紫色の部分が準工業地域になります。準工業地域は市内に11箇所あり、約197ヘクタールあります。それぞれ地域ごとに番号と地区名、面積を表示しておりますが、まとめた分を資料左下に凡例として表示しております。

なお、この表の中の左上 幸袋・川津・片島・横田地区内に飯塚リサーチパークがあります。紫色の一部が赤線で囲ってない範囲となります。こちらも準工業地域ではありますが、本年7月4日開催の当委員会に産学振興課から報告されましたとおり、土地利用の観点から用途地域の見直しを検討しておりますので、リサーチパークの一部、約2ヘクタールは今回の指定対象から外し計画しております。

また、先に報告4で説明しました用途の新たな指定の中で、準工業地域を指定する伊岐須地

区の一部があります。こちらは今月末の告示にあわせて同様の特別用途地区の指定を行うことが確実となりましたので、この図面には表示しておりません。

なお、指定の対象は図面に示した市内すべての準工業地域約197ヘクタールであり、図面中央に青色の線で囲んだ中心市街地認定範囲にある市の卸売市場も同様に対象となります。

特別用途の指定の内容につきましては先ほどから説明したとおり、店舗等における床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物の立地を制限するものですが、飯塚市内の店舗にはジャスコ穂波店、ナフコ穂波店の2店が1万平方メートルを超える店舗となっております。その他には立地しておりません。よって、今回の規制対象地区内には既存で規制の内容を上回る店舗等は立地しておりません。

最後に、「5. 今後のスケジュール（特別用途地区の指定）」について説明いたします。資料の1枚目の右下に簡単な手順のフロー図を記載しております。冒頭申したとおり、本市の中活の基本計画は来年1月に申請し、3月認定を予定しておりますので、認定に先んじて都市計画の決定が必要となります。現在予定しているところですが、市民説明会を9月14日に開催し、下旬から原案を閲覧することで市民意見を集約し、10月下旬には飯塚市都市計画審議会に経過を報告、11月には案の法定縦覧、12月中に飯塚市都市計画審議会の付議を行う予定です。以降の福岡県等との協議を踏まえながら、来年の2月以降に都市計画決定を告示したいと検討、計画しているところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」の報告を求めます。

土木管理課長

「市道上における車両損傷事故について」、ご報告いたします。本件事故は平成23年7月7日、午前8時50分頃、柏の森地内の市道、折口・天神坂線において当事者が柏の森から庄内方面へ走行中、市道に生じた穴により車両右側の前輪タイヤを損傷させたものでございます。この事故によります損害賠償につきましては、現在当事者と協議しております。

道路点検・補修につきましては、日頃より市報での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気を付けてまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事項について」及び「穎田支所敷地内における車両損傷事故について」、以上2件について報告を求めます。

庄内支所経済建設課長

まず5番の報告事項であります「市道上における車両損傷事故について」、報告いたします。お手元に資料として図面が配付されております。本件事故は平成23年7月8日金曜日午前7時15分頃、飯塚市多田地内の市道、関の山・烏尾線において、相手方の車両が庄内地区から穎田方面へ走行中、突然前方左側の市有地法面から直径約30センチメートルの石が落ちてまいりました。相手方は急な落石のため避ける間やブレーキを踏む間もなく、車両はそのまま石に乗り上げ車両の前方から下部に至るまで損傷させたものでございます。この事故によります損害賠償につきましては、現在相手方の当事者と協議を行っております。

今回の事故につきましては、市有地からの落石が直接の原因であり、不慮の事故と考えてお

ります。今後は今回の事象を教訓に、このような事故が起こらないように道路のパトロールの強化を行い、落石等がないように点検など、安全管理の徹底に努めてまいります。

続けて6番の報告をいたします。「潁田支所敷地内における車両損傷事故について」、報告いたします。図面がお手元に配付されております。本件事故は平成23年7月28日木曜日午後2時45分頃、飯塚市潁田支所庁舎敷地内駐車場におきまして、庄内支所経済建設課職員が公用車を駐車しており、再びバック発進をする際ハンドルを左に大きく切り過ぎたため、右隣に駐車中の車両に接触し、相手方車両の右側後ドア、前ドア、フェンダー等を損傷させたものでございます。この事故によります損害賠償につきましては、現在相手方当事者と協議をしております。

今回の事故につきましては職員の運転手としての初歩的なハンドル操作のミスであります。今後はこのような事故を起こさないように当該職員には安全運転の初心の忘れることのないように厳重に注意を行いましたが、他の職員に対しましても常に安全運転への注意喚起を促しまして、再発防止に努めてまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

上下水道部総務課長

上下水道部から工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付しております資料により報告いたします。この工事は、条件付き一般競争入札で実施をしております。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において条件付一般競争入札実施要領及び運営基準に基づき要件等を付して入札を行いました。資料の平恒配水池築造工事は設計金額が3億円以上でありますことから、特定建設工事共同企業体による入札を実施しております。共同企業体の工種につきましては、代表者は上水道施設のPC（プレストレストコンクリート）配水池の専門的な工事になりますことから同種工事の施工実績を有する者で、その他の工種につきましては格付けが等級の2者で構成をしております。

7月11日に入札を行いまして、その結果は予定価格6億1101万3900円に対しまして、落札額5億1936万1500円、落札率84.99%で、安部・前田特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします工事は堀・金田線道路改良（3工区）工事で、入札の執行につきましては、条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき業者選考委員会において土木一式工事の等級に格付けされる要件等を決定し、7月15日に入札公告を行い、8月2日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、20者による入札の結果、予定価格7555万650円に対し、落札額6421万8000円、落札率84.99%で新進工業有限会社が落札しております。今回の入札につきましては19者の同額入札があり、地方自治法施行令167条の9の規定により、くじ引きの結果、落札者を決定したものであります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「建設行政について」の審査に戻ります。

建築住宅課長

どうも申しわけございませんでした。公営住宅等の整備基準ということで質疑がございましたので、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。この基準につきましては平成21年3月30日に最終改正がされておりました、住宅を建てる上で健全な地域社会の形成、それから良好な居住環境の確保、費用の縮減の配慮などをメインにいたしまして、市営住宅の建てる位置、敷地の安全、それから住宅そのものの規模とか環境、それから高齢者への配慮、共同施設等に国が出した整備基準がありますので、それに則って計画をなさйтеというような基準でございまして、今回も整備基準に沿いましてやっていきたいと考えております。

道祖委員

来年4月に地方自治体の条例や体制整備が必要なものは、4月1日に条例を変えなくちゃいけないようになるでしょう。ですよね。その中で整備基準は、これは事業主体は公営住宅の整備をするときは国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めるというふうになりますよね。ということは、これは条例を定める必要が出てくるんでしょう、飯塚市として。あなたはこの相田公営住宅の説明をしていただきましたけれども、平成25年から10年かけてやるというふうになったときに、今までは国の基準に従ってそのとおりにしていけばよかったわけですよね。ところがこれ条例で定めなくちゃいけない、独自に。これは参酌というふうになってますよね。国の言うとおりにしないでいいんですよ。ということになれば、この相田の公営住宅の基本設計概要が変わる可能性がありますよね。考え方がはっきり、この条例をきちっとしない限りは。条例をつくらないとだめなんです。条例に従ってやっていかなくちゃいけない、今後のものは。ということは、条例の内容を吟味しないと、条例を提案されてそして議会が議決しない限り動けないんですよ。だから条例を提案されないと、どういふものを独自のものをつくるという形になってきますから、この全体計画が変わる可能性があるでしょう。ですよね。あなたの先ほどの答弁はそういう考え方に立ってなかった。従来まで。しかし確認したところ25年度からやるんだから。であるなら、説明の仕方だって変わってくるわけですよ、住民に対して。だから、条例つくるほうが先になってくるじゃないですか。どういふふうに考えます。この法律とこの相田の公営住宅の今後の取り組みのあり方。ご答弁お願いします。

建築住宅課長

いま委員が言われますように、それぞれの自治体でそういう住宅、条例化をなさйтеというふうなものは来ておりました。それでその条例の改正といいますか、自分のところの条例を持つことにつきましては今ちょっと研究中でございまして、この整備基準あたりが参考にはなってくるとは思います。独自のものをその中に入れていくかという問題につきましては、まだそこまで、はっきり言いまして至っておりません。基本的には、やはり国が今まで示しておりますような流れが主になってくるのではないかなという気はしております。

道祖委員

法の趣旨とは違うんですよ、今の答弁は。何で参酌ということを入れているかということなんです。それは、市としての独自性を出せということなんです。あなたが言ってるのは、国土交通省令を丸写しする可能性が強いと言ってる。それじゃ独自性にならないんですよ。だから、今まではそれでよかったかもわかんないけれど、将来の飯塚市がどうあるべきか、将来の高齢者に対してどうあるべきかとかですね、いろいろな面から考えて条例をつくっていかなくちゃいけない。であるならば、私はこう今あなたが示した考え方が変わっていくべきだと思います。

ってますから、私はこれがそのまま説明に入っていくということ自体がいがなものかと。まず自分たちの公営住宅のあり方ということについて、考え方を早急にまとめる必要があるんじゃないですか。そして、その条例案を示すべきではないでしょうか。どう思います。

建築住宅課長

いま委員が言われますように、まだ勉強中という形でやっております。大変難しい問題でございますので、独自のカラーを出していくとかいうことにしても建築住宅課としての今後のストック計画が中心になっておりましたので、その分の見直しも今年度やるということしておりますので、そういうものも含めたところで今後の住宅政策、それからいま言われておりますような整備基準等の改正、独自の条例づくりというものをですね、いま研究中ということでしか今のところはちょっと答えはないんですけれども、言われましたような飯塚市の独自のものが出るようなことをいま勉強させていただきたいと思っております。

道祖委員

その通り答えていただけるとすれば、それが一番いいんですけど。だから早い段階で示されて、条例を示されて、そして平成25年から建設するんだからまだ時間はあるわけですよ。1年間、4月1日から条例が制定されなくちゃいけない。けど条例をあなた方が出したからといって、すぐ条例が4月1日に制定できるわけじゃないんですよ。なぜならば、もう出さなきゃだめなんですよ、条例を逆に。勉強中じゃ困るんですよ、悪いんですけど。それは大変だというのはわかってますよ。今まで上の言うとおりしときゃよかったやつを自分で考えなくちゃいけないから、考える時間がないというのはわかりますけれど、しかしある程度考え方をまとめて、早く委員会なり原案で構わない、原案というか下書きでも構わないから、こういう考えが進んだということを示さないと、4月1日からやらなくちゃいけないんですよ。そのときに3月議会に出して、条例を議決してもらわなくちゃいけないんですよ。勉強してます、勉強してます、さっきの道路法の時も言われてましたけど、それじゃ勉強はしてもらわなきゃいけないけど、勉強するピッチを上げてもらわないと困るんですよ。そうしないと、こんな今までどおりの考え方でこうやってやるんだと言われてもね、それはちょっと納得できない。なぜならば、例えば1つの部屋の今まで部屋の高さが2メートル40センチメートルの高さだったかもわからない。だけど、ものによっては2メートル70センチメートルになるかもわからないとかですね、1メートル80センチメートルの入口だったやつが2メートルにしたほうがいいのかですね、車いす対応だったらやっぱり広いほうがいいのか、全部引き戸にするとかですね、いろいろなことが出てくるわけでしょう。そういうことをしていったときに、これで収まるかという話にもなってくるわけですよ。ものがまだ大きくなった場合はどうするんですかということなんですよ。あなたはせっかく木造を5戸つくろうとしていただいておりますけれども、これがこの木造だって消える可能性があるわけですよ、部屋を大きくすればですね。小さくすればふえるかもわからない。階を高くすればいいかもわからない。いろんな基準によってものが変わりますよ。と僕は思っているんですよ。だから基本設計をされましたけど、これは参考にはなるでしょうけれど、全体としては違ってくるんじゃないかなと少し懸念しますので、早く条例をつくって改めて条例とあわせてどうするのかということ、あわせて進行するなりあわせて提案するなりしていただいたほうが、市民のためにはよろしいんじゃないかというふうに思いますけど、どうでしょうかね。責任者、課長の上はどなたですかね。

都市建設部長

いま委員の申されるとおりですね、市の独自の施策、そういったものを踏まえた中で、条例等の改正も早急にしていきたい。それとまたこの団地につきましても、県営住宅もいま建っております。そういったのも見極めながら、今後市営住宅の建て方、工法、今お示ししております図面のようにできるのかどうかということ、これはですね、あとは県営住宅の状況を見ながら実施設計等やっていきたいというふうに思っております。またいろんな残地あたりもい

ま私が思っておるのは、県営住宅等の残地もいくらか出てくる可能性もあります。そういったのも踏まえた中で、全体の実施設計を行う中で便利がいいような市営住宅を築造していきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。